

出資法人の概要調書

名 称	公益社団法人 静岡県農業振興基金協会
代 表 者	理事長 鈴木 政成
所 在 地	静岡県静岡市駿河区曲金三丁目8番1号 静岡県農業会館4階 電話番号 054-284-9545
設 立 年 月 日	昭和56年8月25日
県 の 所 管 課 名	静岡県経済産業部 農業局 農業戦略課(農業戦略班) 電話番号 054-221-3611
設 立 目 的	(定款第3条) この法人は、農業及び農村が地域社会に果たしている役割の重要性にかんがみ、生産性及び収益性の高い農業の育成並びに経営意欲のある農業者等の育成及び確保並びに魅力ある農村環境の整備に関する事業を行い、静岡県の農業及び農村の振興に寄与することを目的とする。
主 要 事 業	(定款第4条) 1 農業の経営改善及び新技術の導入開発に関する助成事業 2 農業及び農村の担い手の育成及び確保に関する助成事業 3 健康で明るい村づくりに関する助成事業 4 その他この法人の目的を達成するために必要な事業
資本金又は基本金	4,001,000千円
出資又は出捐金の内訳・割合	静岡県 2,000,000千円 (49.9%) 農業団体 2,001,000千円 (50.1%)
役員の名・氏名	理事長 鈴木 政成 理事 浅井 弘喜 理事 片瀬 諭 理事 中尾 穰 理事 梶 毅 理事 河原崎 友二 理事 藤沼 和明 理事 山田 耕司 理事 和田 康 理事 榛葉 智之 理事 鎌野 厚 監事 安本 和正 監事 新井 孝典
摘 要	

公益社団法人静岡県農業振興基金協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人静岡県農業振興基金協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県静岡市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、農業及び農村が地域社会に果たしている役割の重要性にかんがみ、生産性及び収益性の高い農業の育成並びに経営意欲のある農業者等の育成及び確保並びに魅力ある農村環境の整備に関する事業を行い、静岡県の農業及び農村の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 農業の経営改善及び新技術の導入開発に関する助成事業
- (2) 農業及び農村の担い手の育成及び確保に関する助成事業
- (3) 健康で明るい村づくりに関する助成事業
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、静岡県において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、静岡県農業協同組合中央会、静岡県信用農業協同組合連合会、静岡県経済農業協同組合連合会、静岡県厚生農業協同組合連合会、全国共済農業協同組合連合会、静岡県その他この法人の目的に賛同して入会したものであって、次条の規定によりこの法人の会員となったものをもって構成する。

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとするものは、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(出資金、寄託金又は会費)

第7条 静岡県農業協同組合中央会及び静岡県は出資金を、その他のものは寄託金又は会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、退会届を理事長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 会費を1年以上納入しないとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、目的に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員に、あらかじめその旨を書面で通知するとともに、除名の決議を行う総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総会員が同意したとき。
- (2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(寄託金の返還に係る債権の譲渡)

第11条 会員は、退会しようとするとき又は除名されたときは、寄託金の返還に係る債権を理事会の承認を得て、他の会員に譲り渡さなければならない。

(寄託金の返還)

第12条 この法人は、この法人が解散したときは、寄託金の返還に係る債務以外の債務

を弁済した後に、解散の時ににおける会員の寄託金の総額を限度として当該会員の拋出割合に応じて寄託金を当該会員に返還しなければならない。

第4章 総会

(構成)

第13条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 基本財産の処分
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 総会は、定時総会として毎年度6月に1回開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 理事長は、総会の日の2週間前までに会員に対して必要事項を記載した書面をもって通知する。

(議長)

第17条 総会の議長は、その総会において、出席した会員のうちから選出する。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分

(5) 解散

(6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権の行使)

第20条 総会に出席できない会員は、議決権行使書面をもって議決権を行使することができる。この場合においては、その議決権の数を前条の議決権の数に算入する。

(議決権の代理行使)

第21条 総会に出席できない会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を理事長に提出して、代理人によって議決権を行使することができる。この場合においては、第19条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び当該総会において選任された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員を設置)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上13名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を理事長、1名を業務執行理事とする。
 - 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、法人の業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事又は監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第29条 理事及び監事は、無報酬とする。

2 理事及び監事には、その職務を執行するために要する費用の支払いをすることができる。

第6章 理事会

(構成)

第30条 この法人に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、業務執行理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長とする。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第36条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) この法人の設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 出資金
- (3) 寄託金
- (4) 会費
- (5) 寄附金品
- (6) 事業に伴う収入
- (7) 資産から生ずる収入
- (8) その他の収入

(資産の種別)

第37条 この法人の資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) この法人の設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 出資金
- (3) 寄託金
- (4) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (5) この法人の設立後に理事会で運用財産から基本財産に繰り入れることを決議した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の管理及び処分の制限)

第38条 前条第2項の財産は、総会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、処分するときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。

2 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関等に預け入れ、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

3 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、総会において、総会員の3分の2以上の同意を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第39条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第40条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第41条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第42条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第43条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この法人は、総会の決議によって定款を変更することができる。

(解散)

第45条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第46条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は静岡県に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第47条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は静岡県に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 補則

(事務局)

第49条 この法人に事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及びその他の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事会の承認を経て理事長が任免する。
- 4 その他の職員は、理事長が任免する。
- 5 事務局長及びその他の職員の事務分掌、給与等については、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

(細則)

第50条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の理事長は、夏目善宇とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

令和6年度 公益社団法人静岡県農業振興基金協会の理事及び監事名簿

役職名	氏名	所属・役職
理事長	鈴木政成	静岡県農業協同組合中央会代表理事会長
理事	田保豪	静岡県経済産業部農林水産担当部長
理事	佐野一弘	静岡県経済産業部政策管理局长
理事	石川盛一郎	静岡県経済産業部農業局长
理事	梶毅	静岡県信用農業協同組合連合会経営管理委員会会長
理事	河原崎友二	静岡県経済農業協同組合連合会経営管理委員会会長
理事	藤沼和明	富士伊豆農業協同組合代表理事専務(中東部地区農協代表)
理事	山田耕司	遠州中央農業協同組合代表理事理事長(西部地区農協代表)
業務執行理事	和田康	静岡県農業協同組合中央会専務理事
理事	榛葉智之	静岡県信用農業協同組合連合会代表理事専務
理事	鎌野厚	静岡県経済農業協同組合連合会代表理事専務
監事	安本和正	静岡県厚生農業協同組合連合会代表理事専務
監事	新井孝典	全国共済農業協同組合連合会静岡県本部副本部長兼管理部長

事業報告

令和6年度

令和6年4月 1日から
令和7年3月 31日まで

I 事業実施の状況

基本方針

今日の農業・農村は、担い手の高齢化や減少に加え、農産物の消費量の減少や輸入の増大、耕作放棄地の拡大など様々な問題を抱えている。このため、次代を担う経営体の育成、環境に配慮した安全・安心な食料の安定供給、本県農畜産物の消費拡大や国際競争力の強化、優良農地の確保と集積など、幅広い課題への対応を迫られている。

こうした状況を踏まえ、本協会は、行政機関及びJAグループとの連携を通じて、活力ある静岡県農業の構築を図るとともに、農業経営の改善や地域農業の振興を目指す農業者等の組織などの活動を支援するため、次の事業に取り組む。

1. 競争力のある経営体の育成と産地の強化及び本県主要農産物の消費拡大
2. 農業・農村における幅広い担い手の育成と確保
3. 農産物のマーケティング、農業生産技術の研究、新技術・新品種の導入や新商品開発など地域農業振興対策の推進
4. 地域の特性を活かした農山村地域の活性化
5. 県民への農業・農村の理解促進と食農教育の推進

実施内容

基本方針に基づき、助成事業として指定事業及び一般事業（担い手育成対策事業、地域農業振興対策事業、農村振興対策事業）とともに、事務局事業（静岡県農林水産業理解促進事業）を実施した。

1. 助成事業

- (1) 指定事業 5件 助成金支給確定額 55,000,000円
農業関係機関及び団体等が実施する担い手育成事業や茶業振興事業に対し、定額助成を実施した。

令和6年度は、全国共済農業協同組合連合会（地域・農業活性化積立金）及び一般社団法人静岡県農協茶取引補償協会からの寄附金を原資として実施した。

① 次代を担う人材確保・育成支援事業

(公益社団法人静岡県農業振興公社 1,500,000 円)

静岡県への就農情報をインターネットでリアルタイムに発信するとともに、新規就農パンフレット等を活用した就農支援を実施し就農につながった。

就農相談件数は 93 件で、東京、大阪での新・農業人フェアや移住フェアに 4 回参加し就農相談が 47 件、県内相談が 46 件あった。

現地見学会を 13 回開催、就農希望者 60 人が参加し、更に新規就農計画策定中の新規就農者 21 人と情報交換を 11 回実施した。

② 青年組織のリーダー養成・組織強化事業

(静岡県農業協同組合青壮年連盟 1,000,000 円)

第 73 回静岡県 JA 青年組織活動実績・JA 青年の主張発表大会を開催し、意見交換により、活動の活性化と組織強化につながった。

静岡県JA青壮年セミナーに 50 名が参加し、日本農業新聞から「スマート農業の経過と展望」の講演、また県内優良経営体の(株)蔵田茶農園を視察し、茶との複合作物のさつまいもを導入したことによる産地の維持発展策について学んだ。

また、JA 西三河きゅうり部会からスマート農業の事例、ノウカノタネ(株)から農業の民主化について講義を受けた。

③ 地域特産振興のための担い手支援・組織強化事業

(静岡県産地技術課題解決研究会 1,500,000 円)

サツマイモ栽培において、環境対策、省力化対策で生分解性マルチの実証試験を行い、一般的に利用されているポリマルチと生育上同等であった。

柑橘のドローンによる農薬散布は大幅な労働時間削減が確認された。水稲の安定多収栽培に向け良食味品種「あきさかり」「あいちのこころ」の適応性を確認し、収量、品質が良好であった。

大豆新品種「フクユタカ A1号」の試験栽培を行ったが、収量が目標値に達しなかった。

④ 農業高校夢・未来塾開催事業

(静岡県農業高等学校長会 1,000,000 円)

夢・未来塾入塾式での企業的な農業経営を行っている(株)パシオスの講演や、県の指導を受け、10 名が農業プランの策定・発表を行い、農業人材を育成することができた。

JA 青年の主張発表大会で発表を行い、10 名が1分間スピーチ、3名が意見発表を行い、農業に対する考え方の整理が図られた。

磐田地区の先進農家である、(株)パシオス、静岡県立農林環境専門職大学、静岡県農林技術研究所、(株)スマートアグリカルチャー磐田を視察研修をし、就農意欲を喚起できた。

⑤ 静岡茶の生産振興及び流通改善と販路拡大事業

(静岡県経済農業協同組合連合会 50,000,000 円)

静岡茶の危機的状況に対応するため、以下の取り組みを行った。

静岡茶の認知度向上のため、テレビ、ラジオ、WEB で情報発信をした

ことで、高いブランド認知を獲得した。
国内外の商談会、PRイベントに参加し、業務用玉露ティーバッグの販路拡大に取り組んだ。

優良茶品種苗木の安定生産のため、苗木の生産体制整備と定植指導を実施し、茶苗木 60 万本以上を普及した。

(2) 一般事業 77 件(うち 2 件中止) 助成金支給確定額 25,711,000 円
農業者等の組織などが地域農業の課題解決に向けた事業を実施するのに要する経費の一部(1/2以内等)を助成した。

令和6年度は、担い手育成対策事業 10 件、地域農業振興対策事業 59 件及び農村振興対策事業 8 件、合計 77 件に対して助成を行った。(うち 2 件は事業中止)

① 担い手育成対策事業 (10 件 2,738,000 円)

地域農業の担い手の育成・確保を図るため、農業者等の組織及び農業協同組合が実施する事業に対して助成を実施した。

ア. 農業者経営能力等向上事業 (4 件 1,146,000 円)

(ア) JA 大井川は、5JA(大井川、ハイナン、遠州夢咲、掛川市、遠州中央)の営農指導員の育成に向け、JAの枠を超え、ほ場巡回、情報交換会を5回実施し、営農指導員の資質向上を図るとともに、各JAで育成強化方針を作成した。

また、茶との複合作物として甘藷の試験栽培を行い、営農指導員の生産技術の向上を図った。

(イ) JA大井川青壮年部で、労働力削減のため生分解性マルチの効果や除草作業の効率化の検証を行った。

また、農業現場での課題を行政機関への的確に伝えるため、ポリシーブック作成の方法について学んだ。

イ. 担い手等広域交流促進事業 (1 件 500,000 円)

(ア) 静岡県認定農業者協会で、県内の農業の担い手が一堂に会し、研修や情報交換により資質の向上を目指す「ふじのくに担い手サミット」を、令和4年度の西部、令和5年度の中部に続いて令和6年度は東部で開催し、103 名が参加した。

ウ. 生きがい農業応援事業 (2 件 550,000 円)

(ア) JAふじ伊豆で、長泉町内での就農を対象とした農業実践研修を開催しているが、研修農場の給水施設の整備等を行い、作物の栽培条件を確保できるようにした。R6年度は7人が研修を受講した。

エ. 女性活動、農村男女共同参画推進事業 (3件 542,000 円)

(ア) 浜松市認定農業者協議会三ヶ日支部女性セミナーでは、柑橘の隔年結果是正のため片面交互結実法の技術を視察研修で学び、JAの圃場で実際に行った(結果は翌年度以降確認する)。

② 地域農業振興対策事業 (59 件(うち 2 件中止) 20,081,000 円)

地域農業の振興を図るため、農業者等の組織、農業協同組合及び市民団体が実施する事業に対して助成した。

ア. 農産物マーケティング推進事業 (25件(うち1件中止) 8,145,000円)

- (ア) JAふじ伊豆では、生産者の高齢化に伴い、従来の米袋 30kg よりも軽量な 20kg 米袋を 2000 枚作成した。ファーマーズマーケット出荷などに利用した。また、20kg 米袋の利便性についてアンケート調査を行った。
- (イ) 富士市の茶農家で組織する茶レンジャーほうじ茶部会は、高級ほうじ茶「凜茶(りんちゃ)」について、PR 動画の作成、PR イベントの出席(東京)により消費拡大のための PR を行った。
- (ウ) 大川お茶まつり実行委員会では、オクシズの大川地区のお茶や特産品を PR するため、第 20 回の記念回を迎える大川お茶まつりを例年よりもグレードアップして、聖一国師生誕の地での献茶式、静岡大学准教授による講演会等を開催した。
- (エ) JA 掛川市は、5JA(大井川、ハイナン、遠州夢咲、掛川市、遠州中央) で茶業に関する問題や課題について共有を図り、管内生産者の所得向上に寄与するなどを目的に部会を組織し、茶の販売促進に向け5JA 共同で煎茶商品を開発し、PR 資料を用いて消費者に情報発信を行った。
- (オ) JA遠州夢咲は、EC サイトを利用した出荷規模が拡大していることから、いちごについて現状の出荷資材では輸送時の傷みが起こりやすく対応が難しいため、関係者から意見集約をし新たな出荷資材を作成した。
- (カ) JA遠州中央は、令和 3 年度からパプリカ栽培に取り組み、生産は一定の効果を得ることができた。これを受け今後の販売量を増やすため、リーフレットを作成し、取引市場等に販売促進の提案を行った。

イ. 農業生産研究事業 (14件 4,770,000円)

- (ア) JAふじ伊豆では、肥料高騰に対し、マメ科のヘアリーベッチの導入試験をR5年度から行っており、ドローンによる空中播種による省力化の確認を行うとともに、ヘアリーベッチをすき込んだ田での水稻の生育状況を調査した。また当事業を進めることで営農指導員の省力化技術取得が図られた。
- (イ) 牧之原有機栽培研究会は、茶の有機栽培で病害虫対策が労力を要し、高コストになることに対応するため、有機JASで認証された農薬と乗用型捕虫機を組み合わせた技術の構築に向け、実証試験を行った。
- (ウ) JA遠州夢咲は、イチゴの高温による生育不良を防止するため、ハウスへの塗布剤塗布の効果を確認しているが、ハウスの塗布の重労働、危険作業を防ぐため、ドローンによる塗布の効果を実証する試験を行った。
- (エ) JA 遠州中央では、トルコギキョウの産地維持発展を図るため、トルコギキョウの栽培技術が若手生産者や若手営農指導員に伝承できるよう、栽培上のポイントとなる作業動作を動画として制作した。今後、トルコギキョウの栽培技術の研修会等で活用していく。

ウ. 安全安心な農産物を生産するための基盤づくり事業 (2件(うち1件中止)
272,000円)

(ア) 藤枝市で活動する種の物語の会は、飲食店から出る廃油を精製し、農作物の配送車の燃料とし、また茶工場等から排出される茶カス、玄米カス等を肥料に水稻栽培に取り組んでいるが、この循環型農業の取り組みをPRするため、配送車にPR用のラッピングをするとともに、循環型農業を拡大させるため乗用型田植機の導入、循環型農業のPRイベントを行った。

エ. 農作物鳥獣等被害対策事業 (3件 744,000円)

(ア) ㈱蔵田茶農園は、地域で鳥獣害対策を進めるため、動物の習性や作物残渣を残さないなど地域で行えるべきことなど総合的な鳥獣害対策研修会を実施するとともに、メーカーの指導員による効果的な鳥獣害防護柵研修会を行った。これにより、地域住民に鳥獣害対策は地域で守るものという意識づけができた。

オ. 農地集積、耕作放棄地活用等推進事業 (3件 1,200,000円)

(ア) ㈱ジェイエイしみずサービスファームは、平成30年度から柑橘栽培を始めている。令和6年度に新たに8,714㎡の耕作放棄地を再生し、みかんの苗木578本を定植し、規模拡大を行った。また、7回イベントに参加し、清水のみかんをPRした。

カ. 農業生産新技術研究・導入促進事業 (12件 4,950,000円)

(ア) 新商品開発販売研究事業 [5件 2,278,000円]

a. JAふじ伊豆は、旧なんすん管内において地場産品を学校給食で利用してもらうため、すくすく野菜、すくすく米ブランドを立ち上げているが、令和6年度はにんじんを強化作物として、にんじん洗浄機を導入するとともに、生産者への栽培講習会を開催した。学校給食のにんじんの地場産品率は向上した。

b. 静岡県レタス協議会は、県が開発したレタスの出荷予測システムを使い、出荷予測日を市場等取扱業者に情報提供した。生産現場の各JA担当者、販売者の全農、市場等との会議を2回行い、有利販売につながるよう販売方法を検討、実行した。

(イ) 農業新技術開発普及促進事業 [6件 2,559,000円]

a. 伊豆花人(東伊豆町)は、カーネーションの高温対策として、ハウスへの塗布剤の塗布によりその効果を確認した。

前年と比べ、秀品・優品の割合は向上したうえ、30%の従業員が労働環境改善を実感するという結果を得た。

b. JAとぴあ浜松では、梨の萎縮病が問題となっているが、その対策として萎縮病に抵抗性がある新高台木を導入し、実証試験でその効果を確認した。新高台木は萎縮病に抵抗性があり、また生育は一般苗木と遜色がないという結果が得られた。

(ウ) 優良種苗供給事業 [1件 113,000円]

a. JA静岡市久能葉しょうが委員会では、重要病害の根茎腐敗病やウイルス病対策に取り組んでいるが、令和6年度は、5年度に得た

種しょうがの貯蔵試験を行い、定植可能な苗を 143kg 得た。また、5 年度に得た無病(株)を畑栽培して、1,341kg の種しょうがを育成するなど、生育状況をデータ化し、生育特性を把握した。

③ 農村振興対策事業 (8 件 2,892,000 円)

農村の振興を図るため、農業者等の組織、農業協同組合及び市民団体が実施する事業に対して助成した。

ア. 地域特産づくり推進事業 (3 件 1,343,000 円)

(ア) JAしみず青壮年部では、シキミの生産性向上のため、青壮年部独自の系統選抜を行い優良系統の穂木 350kg を得た。また優良苗を増殖するため挿し木試験、育苗試験を行い、一定の効果を確認した。

イ. グリーン・ツーリズム推進事業 (2 件 512,000 円)

(ア) 静岡県グリーン・ツーリズム協会伊豆半島支部は、2つの団体が合併してできたことから、組織を強化するため共通課題研修を行うことに加え、グリーン・ツーリズムインストラクター育成研修やOJT研修により、伊豆半島全体での活動の活発化を図った。

ウ. 食農教育支援事業 (2 件 537,000 円)

(ア) グリーンフィールド浜松は、農業従事者が減少する中、将来の農業者予備軍の子どもたちとその親を対象にとうもろこし、オクラ等の収穫、調整、調理、試食体験を行い、アンケートから農業への興味が増したという評価を得た。

エ. 直売所等開設支援事業 (1 件 500,000 円)

(ア) JAしみずは、将来に向けた労働力不足と事業量の維持拡大のため無人決済店舗(ムジンキラリ)の営業について実証を行った。店内のブースを3つに分類をして商品展示をわかりやすくした。また、ムジンキラリへの出荷者が増え、出荷者の意見などを参考に農産物販売の年間スケジュールを作成した。

なお、緊急助成事業は実施しなかった。

2. 事務局事業 0 件 0 円

県民をはじめ国内外へ幅広く静岡県農林水産業を紹介するため、パンフレット「静岡県の農林水産業」を作成している。令和 6 年度は県との協議で内容を刷新することになり、内容の見直し期間とした。内容刷新したパンフレットの印刷は令和 7 年度に行う予定である。

Ⅱ 主な処理事項

1. 会議等

年月日	処 理 内 容
6.5.16	事業運営委員会 ① 令和5年事業報告について ② 令和5年度貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録について
5.10	監事監査
6.3	理事会 ① 第13回定時総会の招集と付議事項について ② 令和5年度事業報告及び貸借対照表、正味財産増減計算書並びに財産目録の承認について ③ 任期満了に伴う理事及び監事の選任について ④ 事務局長の任命について
6.10	議案説明会 ① 令和5年度事業報告について ② 令和5年度貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録承認について ③ 任期満了に伴う理事及び監事の選任について
6.28	第13回定時総会 ① 令和5年度事業報告について ② 令和5年度貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録の承認について ③ 任期満了に伴う理事及び監事の選任について
6.28	理事会 ① 理事長の選任について ② 業務執行理事の選任及び業務執行権限について
7.11	事業運営担当者会議 ① 令和6年度助成事業(一般事業)の申請内容の検討について
7.18	事業運営委員会小委員会(書面審議) ① 令和6年度助成事業(一般事業)の申請内容の審議について
7.25	事業運営委員会(書面審議) ① 令和6年度助成事業(一般事業)の申請内容の審議について
8.7	理事会 ① 職務執行状況報告 ② 令和6年度助成事業(一般事業)の承認について

7.1.16	事業運営委員会小委員会 ① 令和7年度基本財産の運用計画について ② 令和7年度寄附金の受入計画について ③ 令和7年度事業計画(指定事業等)について ④ 令和7年度収支予算案と事業別予算について
1.23	事業運営委員会 ① 令和7年度基本財産の運用計画について ② 令和7年度寄附金の受入計画について ③ 令和7年度事業計画(指定事業等)について ④ 令和7年度収支予算案と事業別予算について
2.7	理事会 ① 職務執行状況報告 ② 臨時総会の招集と提出議案について ③ 鈴木理事長の利益相反取引に係る契約の締結について
3.10	臨時総会議案説明会 ① 令和7年度事業計画、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みについて ② 付帯決議案
3.27	臨時総会 ① 令和7年度事業計画、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みについて ② 付帯決議案

2. 主務官庁(静岡県)等への報告

年月日	処 理 内 容
6.6.20	令和5年度事業報告等に係る書類提出(認定法 C2-1)
8.20	役員(理事)変更届出書類の提出(認定法 B4-1)
7.3.14	令和7年度事業計画書等に係る書類提出(認定法 C1-1)

3. 登記関係

年月日	処 理 内 容
6.8.6	役員(理事)の変更登記

4. 税務関係

年月日	処 理 内 容
6.12.3	静岡市へ駿河区償却資産の簡易申告書提出

5. 一般業務事項

年月日	処 理 内 容
6.4.8	令和5年度助成事業(指定事業)の確定(5件)
4.10	令和5年度助成事業(一般事業)の確定(63件)
4.8	令和6年度助成事業(指定事業)の決定(5件)
	令和6年度助成事業(一般事業)説明会
4.11	東部地区 静岡県東部総合庁舎
4.12	賀茂地区 静岡県賀茂総合庁舎
4.15	志太榛原地区 JA大井川本店
4.16	中部地区 静岡県静岡総合庁舎
4.18	中遠地区 静岡県中遠総合庁舎
4.22	西部地区 静岡県西部総合庁舎
	令和6年度助成事業(一般事業)事前審査(ヒアリング)
5.17	賀茂地区 静岡県下田総合庁舎
5.21	中部地区 静岡県静岡総合庁舎
5.22	志太榛原地区 静岡県藤枝総合庁舎
5.24	中遠地区 静岡県中遠総合庁舎
5.27	西部地区 静岡県西部総合庁舎
5.29	東部地区 静岡県東部総合庁舎
5.31、7.2	令和6年度助成金(指定事業)の支払い(5件)
8.8	令和6年度助成金(一般事業)の支給決定(77件)
9.20	令和6年度助成金(一般事業)の支払い(77件)
8.29～3.26	令和6年度助成事業(一般事業)の計画変更承認(15件)
12.23～1.30	令和6年度助成事業(指定事業)の現地確認調査(5件)
9.24～2.25	令和6年度助成事業(一般事業)の現地確認調査(72件)
7.1.30	産官学技術交流事業報告会(事業募集広報)
2.18	令和7年度助成事業(一般事業)募集の広報誌掲載依頼 (県、各JA、JA連合会、市町等)
3.14	令和7年度農業振興基金協会ホームページ更新

Ⅲ 組 織

1. 会 員(令和6年度末現在)

No.	会 員 名	No.	会 員 名
1	静岡県	10	静岡市農業協同組合
2	静岡県農業協同組合中央会	11	大井川農業協同組合
3	静岡県信用農業協同組合連合会	12	ハイナン農業協同組合
4	静岡県経済農業協同組合連合会	13	掛川市農業協同組合
5	静岡県厚生農業協同組合連合会	14	遠州夢咲農業協同組合
6	全国共済農業協同組合連合会	15	遠州中央農業協同組合
7	函南東部農業協同組合	16	とびあ浜松農業協同組合
8	富士伊豆農業協同組合	17	三ヶ日町農業協同組合
9	清水農業協同組合	計	17 会員

2. 役 員(令和6年度末現在)

役 職 名	員数	氏 名
理 事 長	1	鈴木政成
業務執行理事	1	和田 康
理 事	9	田保豪 佐野一弘 石川盛一郎 梶 毅 河原崎友二 藤沼和明 山田耕司 榛葉智之 鎌野 厚
監 事	2	安本和正 新井孝典
合 計	13	

3. 事業運営委員(令和6年度末現在)

役 職 名	員数	氏 名
委 員 長	1	和田 康
委 員	12	勝地孝則 尾崎陽一 酒井信尚 佐田康稔 平野亮 手塚喜代美 室伏学 鈴木琢磨 本間均 三橋民和 桑原吉英 新井孝典
合 計	13	

4. 職 員(令和6年度末現在)

職 名	員数	氏 名
事 務 局 長	1	川出伸明
次 長(兼務)	1	菊地一真
経理担当(兼務)	1	横山裕美
合 計	3	

貸借対照表

令和7年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金	0	0	0
普通預金	15,862,013	18,737,459	△ 2,875,446
定期預金	0	10,000,000	△ 10,000,000
未収金	3,824,461	3,496,563	327,898
流動資産合計	19,686,474	32,234,022	△ 12,547,548
2 固定資産			
(1) 基本財産			
有価証券	3,203,328,660	3,203,893,591	△ 564,931
普通預金	0	0	0
定期預金	801,014,683	801,014,683	0
基本財産合計	4,004,343,343	4,004,908,274	△ 564,931
(2) 特定資産			
農業振興基金積立資産	17,000,000	17,000,000	0
農業振興助成事業積立資産	44,163,538	44,163,538	0
茶業振興助成事業積立資産	4,000,000	4,000,000	0
特定資産合計	65,163,538	65,163,538	0
(3) その他固定資産			
什器備品	239,824	2	239,822
ソフトウェア	0	0	0
その他固定資産合計	239,824	2	239,822
固定資産合計	4,069,746,705	4,070,071,814	△ 325,109
資産合計	4,089,433,179	4,102,305,836	△ 12,872,657
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	0	0	0
流動負債合計	0	0	0
2 固定負債			
預り寄託金	2,000,000,000	2,000,000,000	0
固定負債合計	2,000,000,000	2,000,000,000	0
負債合計	2,000,000,000	2,000,000,000	0
III 正味財産の部			
1 指定正味財産			
出資金	2,050,393,482	2,050,956,645	△ 563,163
寄附金	4,000,000	4,000,000	0
指定正味財産合計	2,054,393,482	2,054,956,645	△ 563,163
(うち基本財産への充当額)	(2,000,588,944)	(2,001,152,107)	△ 563,163
(うち特定資産への充当額)	(48,163,538)	(48,163,538)	0
2 一般正味財産	35,039,697	47,349,191	△ 12,309,494
(うち基本財産への充当額)	(3,754,399)	(3,756,167)	△ 1,768
(うち特定資産への充当額)	(17,000,000)	(17,000,000)	0
正味財産合計	2,089,433,179	2,102,305,836	△ 12,872,657
負債及び正味財産合計	4,089,433,179	4,102,305,836	△ 12,872,657

正味財産増減計算書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	25,342,880	24,584,506	758,374
基本財産受取利息	25,342,880	24,584,506	758,374
特定資産運用益	53,538	32,257	21,281
特定資産受取利息	53,538	32,257	21,281
受取寄附金	55,000,000	13,000,000	42,000,000
受取寄附金	5,000,000	5,000,000	0
受取寄附金振替額	50,000,000	8,000,000	42,000,000
雑収益	14,080	5,396	8,684
受取利息	14,080	5,396	8,684
雑収益	0	0	0
経常収益計	80,410,498	37,622,159	42,788,339
(2) 経常費用			
事業費	88,462,896	42,625,862	45,837,034
給料手当	5,800,300	4,351,900	1,448,400
福利厚生費	1,243,700	870,700	373,000
会議費	35,700	29,040	6,660
旅費交通費	172,967	131,580	41,387
通信運搬費	168,667	178,707	△ 10,040
減価償却費	9,224	15,429	△ 6,205
消耗什器備品費	0	0	0
消耗品費	47,596	53,708	△ 6,112
印刷製本費	0	499,730	△ 499,730
賃借料	210,000	210,000	0
支払助成金	80,711,000	36,236,000	44,475,000
指定事業助成金	55,000,000	13,000,000	42,000,000
担い手育成対策事業助成金	2,738,000	3,927,000	△ 1,189,000
地域農業振興対策事業助成金	20,081,000	17,506,000	2,575,000
農村振興対策事業助成金	2,892,000	1,803,000	1,089,000
海外研修費	0	0	0
委託費	0	0	0
雑費	63,742	49,068	14,674
管理費	4,257,095	3,436,267	820,828
給料手当	2,752,700	2,077,100	675,600
福利厚生費	583,300	414,300	169,000
会議費	33,552	51,609	△ 18,057
旅費交通費	33,516	12,470	21,046
通信運搬費	56,234	59,581	△ 3,347
減価償却費	3,953	6,613	△ 2,660
消耗什器備品費	0	0	0
消耗品費	11,899	13,427	△ 1,528
印刷製本費	160,600	157,300	3,300
賃借料	90,000	90,000	0
諸謝金	425,690	455,200	△ 29,510
委託費	0	0	0
雑費	105,651	98,667	6,984
経常費用計	92,719,991	46,062,129	46,657,862
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 12,309,493	△ 8,439,970	△ 3,869,523
基本財産評価損益等	0	0	0
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 12,309,493	△ 8,439,970	△ 3,869,523

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0	0	0
(2) 経常外費用	1	0	1
固定資産除去損	1	0	1
什器備品除去損	1	0	1
当期経常外増減額	△ 1	0	△ 1
当期一般正味財産増減額	△ 12,309,494	△ 8,439,970	△ 3,869,524
一般正味財産期首残高	47,349,191	55,789,161	△ 8,439,970
一般正味財産期末残高	35,039,697	47,349,191	△ 12,309,494
II 指定正味財産増減の部			
受取寄附金	50,000,000	8,000,000	42,000,000
受取寄附金	50,000,000	8,000,000	42,000,000
基本財産運用益	8,712,767	8,461,219	251,548
基本財産受取利息	8,712,767	8,461,219	251,548
基本財産売却益	0	0	0
特定資産運用益	41,810	22,664	19,146
特定資産受取利息	41,810	22,664	19,146
一般正味財産への振替額	△ 59,317,740	△ 17,229,161	△ 42,088,579
当期指定正味財産増減額	△ 563,163	△ 745,278	182,115
指定正味財産期首残高	2,054,956,645	2,055,701,923	△ 745,278
指定正味財産期末残高	2,054,393,482	2,054,956,645	△ 563,163
III 正味財産期末残高	2,089,433,179	2,102,305,836	△ 12,872,657

財 産 目 録

令和7年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額	
(流動資産)	現金			0	
	普通預金	静岡県信連本店	運転資金	15,862,013	
	定期預金	静岡県信連本店	運転資金	0	
	未収金	地方債の運用益等の未収額	基本財産、特定資産の運用益等の未収額	3,824,461	
流動資産合計				19,686,474	
(固定資産)	基本財産	有価証券	第51回地方公共団体金融機構債他	地方債等で保有し、運用益の88%を農業・農村振興助成事業、12%を法人会計の財源として使用している。	3,203,328,660
		普通預金	静岡県信連本店	運用益の88%を農業・農村振興助成事業、12%を法人会計の財源として使用している。	0
		定期預金	静岡県信連本店	運用益の88%を農業・農村振興助成事業、12%を法人会計の財源として使用している。	801,014,683
	特定資産	農業振興基金積立資産	静岡県信連本店	定期預金で保有し、全額が公益目的保有財産であり、運用益を農業・農村振興助成事業の財源として使用している。	17,000,000
		農業振興助成事業積立資産	静岡県信連本店	普通預金及び定期預金で保有し、全額を農業・農村振興助成事業に充てるために保有している資産であり、運用益を農業・農村振興助成事業の財源として使用している。	44,163,538
		茶業振興助成事業積立資産	静岡県信連本店	定期預金で保有し、全額を農業・農村振興助成事業の茶業振興に充てるために保有している資産であり、運用益を農業・農村振興助成事業の茶業振興の財源として使用している。	4,000,000
	その他固定資産	什器備品	パソコン2台 静岡市駿河区曲金3-8-1	70%が農業・農村振興助成事業、残り30%を法人会計で使用している。	239,824
		ソフトウェア	会計処理ソフト 静岡市駿河区曲金3-8-1	70%が農業・農村振興助成事業、残り30%を法人会計で使用している。	0
固定資産合計				4,069,746,705	
資産合計				4,089,433,179	
(流動負債)	未払金			0	
	流動負債合計				0
(固定負債)	預り寄託金	静岡県経済連等	会員からの寄託金	2,000,000,000	
	固定負債合計				2,000,000,000
負債合計				2,000,000,000	
正味財産				2,089,433,179	

令和7年度事業計画、収支予算

I 事業計画

基本方針

今日の農業・農村は、担い手の高齢化と減少、天候不順による生育不良、耕作放棄地の増加など様々な問題を抱えている。

これらの現状を踏まえ、県及び農業団体が行う農業者の所得増大、農業生産の拡大、地域の活性化などの諸施策を、更に補完・充実することを目的に事業を実施する。

公益目的事業を主たる目的とした「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」の趣旨に基づき、農業振興基金協会事業に取り組む。

1. 農業者の経営能力や技術力向上の研修、仕組みづくり等、地域農業の担い手の育成・確保に関する助成事業
2. 農産物のマーケティング、新技術・新品種の導入、安全安心な農産物の生産基盤づくり、鳥獣害対策、耕作放棄地対策等、地域農業の振興に関する助成事業
3. 地域の特産づくり、グリーン・ツーリズム、食農教育等、農山村振興に関する助成事業
4. その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

実施計画

1. 基本方針に基づき、助成事業（指定事業・一般事業）及び事務局事業を実施する。
2. 指定事業は、全国共済農業協同組合連合会静岡県本部及び一般社団法人静岡県農協茶取引補償協会からの寄附金を原資として実施する。
3. 一般事業は、当協会の中核事業として位置付け、40億円の基本財産運用益により実施する。

助成事業

1. 指定事業（40,000千円）

全国共済農業協同組合連合会静岡県本部及び静岡県農協茶取引補償協会からの寄附金を基に、農業関係機関、団体等が実施する担い手育成事業や寄附者の要望に基づく事業に対し定額助成を行う。

(1) 次世代農業を担う人材確保・育成支援事業

（(公社)静岡県農業振興公社 助成額:1,500千円）

農業者の高齢化等に伴う担い手確保対策が喫緊の課題の中、県内外からの新規就農者の確保、就農直後のフォローアップにより、将来の産地を担う人材育成に繋げる。

(2) 青年組織のリーダー養成・組織強化事業

（静岡県農業協同組合青壮年連盟 助成額:1,000千円）

次世代の農業・JAを担う青壮年部員に向けた農業所得向上に関するセミナーや先端技術に関する視察研修、JA青年組織活動、JA青年の主張発表大会を通じて、地域農業の担い手の自覚を高めるとともに、JA青壮年部組織のリーダーを養成し、次代を担う青年組織の強化に繋げる。

(3) 地域特産振興のための担い手支援・組織強化事業

（静岡県産地技術課題解決研究会 助成額:1,500千円）

地域特産作物の振興を目的とし、担い手、JA技術員とともに、現地技術実証、新技術普及、研修会の開催等を行う。これらの活動を通じ、地域農業の中核を担う農業者の所得増大に資するとともに、JA技術員の資質向上を図る。

(4) 農業高校 夢・未来塾開催事業

(静岡県農業高等学校長会 :1,000 千円)

県内農業関係高校の生徒を対象に、入塾式(講演会)、先進農家見学、関連行政機関との連携、農業プランコンテストでの発表、JA青年の主張発表会への参加、移動産官学講演会・交流会での発表等、「夢・未来塾」の活動を通じて、マネジメント能力や起業家精神に富んだ静岡県農業の熱き担い手育成に繋げる。

(5) 静岡茶の生産振興及び流通改善と販路拡大事業

(静岡県経済農業協同組合連合会 助成額:35,000 千円)

茶業の置かれている厳しい環境の中、JA グループとして行政の振興計画に沿った取り組みを進め、業界一体となって生産者の経営安定と持続的な茶業を実現する。

6 年度に引き続いて静岡茶のプロモーション活動に事業費 35,000 千円のうち 32,000 千円を活用し、静岡県内はもとより首都圏、静岡茶消費地の宮城県に活動を広げ、JA 仕上茶、静岡茶の国内での認知度向上をさせ、消費拡大につなげていく。加えて、茶生産現場の取引茶苗木品種の生産体制整備を構築するため、引き続き苗木生産の安定化を目指し、現地試験に取り組み、流通改善のための生産流通実態調査並びに静岡茶品質向上対策のための品評会を実施していく。

2. 一般事業 (24,000 千円)

基本財産約 40 億円の運用益を基に、農業者等が主体となった現場における課題解決の取組に対し、必要な経費の一部(1/2 以内等)を助成する。

(1) 担い手育成対策事業 (2,600 千円)

地域農業の担い手の育成・確保を図るため、農業者等の組織、担い手の組織及び農業協同組合が実施する次の事業に対して助成する。

① 農業者経営能力等向上事業(1,000 千円)

農業青年・女性グループ等の農業経営者能力、技術力等の向上を図るために実施する講座、研修、研究活動等の担い手育成活動

② 担い手等広域交流促進事業 (500 千円)

担い手の組織が行う地域を越えた研究集会や情報交換会等の活動

③ 生きがい農業応援事業 (500 千円)

生きがいや自給、ファーマーズマーケット等への出荷を目指す農業初心者に対する農業の基礎研修

④ 女性活動、男女共同参画推進事業 (600 千円)

男女共同参画により社会・経営参画を行う女性組織やJA女性部等の活動

(2) 地域農業振興対策事業 (18,800 千円)

地域農業の振興を図るため、農業者等の組織、農業協同組合及び鳥獣被害対策、耕作放棄地再生等を行う市民団体等が実施する次の事業に対して助成する。

① 農産物マーケティング推進事業(7,600 千円)

マーケティング戦略に基づく新たな需要の創出を図るための市場調査、新商品開発、ブランド化、販売促進、地産地消、輸出拡大等のマーケティング活動

② 農業生産研究事業(4,300 千円)

農業生産技術や新作物の調査研究及び現地実証。燃油・肥料・資材高騰対策技術の調査研究・実証の活動

③ 安全・安心な農産物を生産するための基盤づくり事業(700 千円)

IPM(総合的病害虫・雑草管理)やGAP(農業生産工程管理)等の認証取得、残留農薬の分析、SDGs、みどりの食料システム戦略等に対応した、安全安心で環境に配慮した農産物生産供給活動

④ 農作物鳥獣等被害対策事業(700千円)

有害鳥獣等の被害防止や駆除を推進するための研修会・講演会の開催、デジタル技術等を用いた被害対策技術の現地実証の活動

⑤ 農地集積、耕作放棄地活用等推進事業(1,000千円)

農地集積のための合意形成、遊休農地や耕作放棄地の再生利用等、農用地の有効活用に取り組む組織の運営管理活動

⑥ 農業新技術研究・導入促進事業(4,500千円)

新技術等の研究・導入に取り組む、農業者・農業後継者の組織(学生等)、農協が行う次の事業(独自開発のものは10/10)

ア 新商品開発販売研究事業

農産物の付加価値を高めるための新商品開発、試験販売活動や農産物の新流通システムの確立研究

イ 農業新技術開発普及促進事業

新技術開発のための研究活動及び現地普及のための現地実証等の活動

ウ 優良種苗供給事業

産地の強化を図るための新品種や優良種苗等の生産供給体制整備と新品種の育成

(3) 農村振興対策事業(2,600千円)

農山村地域の振興を図るため、農業者等の組織、農業協同組合及び食農教育・花育を行う市民団体等が実施する次の事業に対して助成する。

① 地域特産づくり推進事業(1,200千円)

農地の有効活用や農林特産物の振興を図るための地域の特性を活かした新作物の導入、特産品開発、販売促進活動等

② グリーン・ツーリズム推進事業(450千円)

農山村地域の活性化に向け、地域の景観や伝統文化、体験施設等、地域資源を活用したグリーン・ツーリズム実践活動

③ 食農教育支援事業(500千円)

一般消費者や児童・生徒の食、農業に対する理解を促進するための農作業体験、調理加工体験、学校等との連携活動等の食農教育実践活動

④ 直売所等開設支援事業(450千円)

地元農産物の地域内流通及び消費者等との交流を促進するための直売所・店舗・朝市等の開設及び開設翌年度の運営活動

事務局事業

1. 静岡県農林水産業理解促進事業(500千円)

県民をはじめ、国内外へ幅広く、静岡県の農林水産業を紹介するためのパンフレット「静岡県の農林水産業」を作成・配布する。

組織の運営

総会、理事会のほか事業運営委員会、小委員会等を開催するとともに、事業の広報・募集に努め、適正かつ効率的な運営を行う。

令和7年度 予定貸借対照表
令和8年3月31日

(単位:円)

科 目	当年度 R8.3.31	前年度決算見込 R7.3.31	増減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金	0	0	0
普通預金	9,994,104	21,587,173	△ 11,593,069
定期預金	0	10,000,000	△ 10,000,000
未収金	3,814,151	3,613,228	200,923
流動資産合計	13,808,255	35,200,401	△ 21,392,146
2 固定資産			
(1) 基本財産			
有価証券	3,202,547,306	3,203,328,660	△ 781,354
普通預金	0	0	0
定期預金	801,014,683	801,014,683	0
基本財産合計	4,003,561,989	4,004,343,343	△ 781,354
(2) 特定資産			0
農業振興基金積立資産	17,000,000	17,000,000	0
農業振興助成事業積立資産	39,863,538	44,163,538	△ 4,300,000
茶業振興助成事業積立資産	4,000,000	4,000,000	0
特定資産合計	60,863,538	65,163,538	△ 4,300,000
(3) その他固定資産			0
什器備品	0	2	△ 2
ソフトウェア	0	0	0
その他固定資産合計	0	2	△ 2
固定資産合計	4,064,425,527	4,069,506,883	△ 5,081,356
資産合計	4,078,233,782	4,104,707,284	△ 26,473,502
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	0	0	0
流動負債合計	0	0	0
2 固定負債			
預り寄託金	2,000,000,000	2,000,000,000	0
固定負債合計	2,000,000,000	2,000,000,000	0
負債合計	2,000,000,000	2,000,000,000	0
III 正味財産の部			0
指定正味財産			0
出資金	2,039,664,354	2,044,752,482	△ 5,088,128
寄付金	4,000,000	4,000,000	0
1 指定正味財産合計	2,043,664,354	2,048,752,482	△ 5,088,128
2 一般正味財産	34,569,428	55,954,802	△ 21,385,374
正味財産合計	2,078,233,782	2,104,707,284	△ 26,473,502
負債及び正味財産合計	4,078,233,782	4,104,707,284	△ 26,473,502

II 収支予算

収支予算書
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	25,998,702	24,857,961	1,140,741
基本財産受取利息	25,998,702	24,857,961	1,140,741
特定資産運用益	45,791	32,872	12,919
特定資産受取利息	45,791	32,872	12,919
受取寄付金	40,000,000	55,000,000	△ 15,000,000
受取寄付金	5,000,000	5,000,000	0
受取寄付金振替額	35,000,000	50,000,000	△ 15,000,000
雑収益	3,786	5,824	△ 2,038
受取利息	3,786	5,824	△ 2,038
雑収益	0	0	0
経常収益計	66,048,279	79,896,657	△ 13,848,378
(2) 経常費用			
事業費	71,969,000	81,548,301	△ 9,579,301
給料手当	5,687,600	5,843,200	△ 155,600
福利厚生費	1,118,400	1,062,100	56,300
会議費	7,000	7,000	0
旅費交通費	153,000	117,000	36,000
通信運搬費	175,000	175,000	0
減価償却費	0	1	△ 1
消耗什器備品費	0	0	0
消耗品費	64,000	80,000	△ 16,000
印刷製本費	500,000	500,000	0
賃借料	210,000	210,000	0
支払助成金	64,000,000	73,500,000	△ 9,500,000
指定事業助成金	40,000,000	55,000,000	△ 15,000,000
担い手育成対策事業助成金	2,600,000	2,100,000	500,000
地域農業振興対策事業助成金	18,800,000	14,500,000	4,300,000
農村振興対策事業助成金	2,600,000	1,900,000	700,000
海外研修費	0	0	0
委託費	0	0	0
雑 費	54,000	54,000	0
管理費	4,196,600	4,189,701	6,899
給料手当	2,704,400	2,720,800	△ 16,400
福利厚生費	529,600	496,900	32,700
会議費	63,000	63,000	0
旅費交通費	17,000	13,000	4,000
通信運搬費	75,000	75,000	0
減価償却費	0	1	△ 1
消耗什器備品費	0	0	0
消耗品費	16,000	20,000	△ 4,000
印刷製本費	150,000	160,000	△ 10,000
賃借料	90,000	90,000	0
諸謝金(司法書士、会計士)	425,600	425,000	600
委託費	0	0	0
雑 費	126,000	126,000	0
経常費用計	76,165,600	85,738,002	△ 9,572,402
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 10,117,321	△ 5,841,345	△ 4,275,976
基本財産評価損益等	0	0	0
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 10,117,321	△ 5,841,345	△ 4,275,976

科 目	当年度	前年度	増 減
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 10,117,321	△ 5,841,345	△ 4,275,976
一般正味財産期首残高	55,954,802	57,106,898	△ 1,152,096
一般正味財産期末残高	34,569,428	55,954,802	△ 21,385,374
II 指定正味財産増減の部			
受取寄付金	35,000,000	50,000,000	△ 15,000,000
受取寄付金	35,000,000	50,000,000	△ 15,000,000
基本財産運用益	8,505,802	8,754,071	△ 248,269
基本財産受取利息	8,505,802	8,754,071	△ 248,269
基本財産売却益	0	0	0
特定資産運用益	45,791	32,872	12,919
特定資産受取利息	45,791	32,872	12,919
一般正味財産への振替額	△ 44,369,225	△ 58,754,071	14,384,846
当期指定正味財産増減額	△ 5,088,128	△ 6,279,009	1,190,881
指定正味財産期首残高	2,048,752,482	2,055,031,491	△ 6,279,009
指定正味財産期末残高	2,043,664,354	2,048,752,482	△ 5,088,128
III 正味財産期末残高	2,078,233,782	2,104,707,284	△ 26,473,502